

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）2住所（団体にあつては所在地）3意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和7年2月20日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してください。

1	店舗名	読売銀座ビル
2	店舗所在地	中央区銀座三丁目2番1号ほか
3	設置者名	株式会社読売新聞東京本社
4	設置者住所	千代田区大手町一丁目7番1号
5	変更前の駐輪場の位置及び収容 台数	敷地南東側5台
6	変更後の駐輪場の位置及び収容 台数	敷地南東側ほか82台
7	変更日	令和7年10月7日
8	届出日	令和7年2月6日
9	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
10	縦覧期間	令和7年2月20日から令和7年6月20日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
11	縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

1	店舗名	ニトリ池袋サンシャイン60通り店
2	店舗所在地	豊島区東池袋一丁目28番10号
3	設置者名	株式会社ニトリ
4	設置者住所	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
5	変更前の駐輪場の位置及び収容 台数	隔地 60台
6	変更後の駐輪場の位置及び収容 台数	隔地 60台
7	変更前の閉店時刻	午後9時
8	変更後の閉店時刻	午後10時

- | | | |
|----|--------------------------|---|
| 9 | 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯 | 午前9時45分から午後9時15分 |
| 10 | 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯 | 午前9時30分から午後10時30分 |
| 11 | 変更日 | 令和7年3月1日ほか |
| 12 | 届出日 | 令和7年2月6日 |
| 13 | 縦覧場所 | 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号） |
| 14 | 縦覧期間 | 令和7年2月20日から令和7年6月20日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。 |
| 15 | 縦覧時間 | 午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。 |

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）2住所（団体にあつては所在地）3意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和7年2月20日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してください。

- | | | |
|----|-------------------|-------------------------|
| 1 | 店舗名 | 読売銀座ビル |
| 2 | 店舗所在地 | 中央区銀座三丁目2番1号ほか |
| 3 | 設置者名 | 株式会社読売新聞東京本社 |
| 4 | 設置者住所 | 千代田区大手町一丁目7番1号 |
| 5 | 変更前の小売業者の氏名又は名称 | ディーゼルジャパン株式会社ほか27名 |
| 6 | 変更後の小売業者の氏名又は名称 | 株式会社プロ・フィットスポーツिंगほか24名 |
| 7 | 変更を行った小売業者の氏名又は名称 | 株式会社オゾンコミュニティほか2社 |
| 8 | 変更前の小売業者の代表者名 | 斎藤 信夫（株式会社オゾンコミュニティ）ほか |
| 9 | 変更後の小売業者の代表者名 | 山神 法之（株式会社オゾンコミュニティ）ほか |
| 10 | 変更日 | 令和7年1月1日ほか |
| 11 | 届出日 | 令和7年1月31日 |

- | | |
|---------|---|
| 12 縦覧場所 | 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号） |
| 13 縦覧期間 | 令和 7 年 2 月 2 0 日から令和 7 年 6 月 2 0 日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。 |
| 14 縦覧時間 | 午前 9 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除く。 |

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出について

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 5 項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出があったので、同条第 6 項の規定により次のとおり公告する。

- | | |
|------------------------|------------------|
| 1 店舗名 | 丸井池袋店新館 |
| 2 店舗所在地 | 豊島区西池袋三丁目29番1号ほか |
| 3 設置者名 | 株式会社丸井 |
| 4 店舗面積の合計が1,000㎡以下となる日 | 令和4年8月31日 |